

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業界の公共性を十分理解し、社業の進展を通して社会に奉仕することを目標に、効率の高い営業体制をもって収益の向上に邁進することを経営の基本理念としております。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスを重要課題と認識し、事業環境の変化と事業領域の拡大・多様化に対応し経営の意思決定の迅速化と経営の健全性の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤマエ第一食栄会	1,494,300	7.28
ヤマエ久野社員持株会	1,273,725	6.21
南英福祉会	934,140	4.55
ヤマエ第二食栄会	925,900	4.51
株式会社福岡銀行	879,648	4.29
ヤマエ第三住栄会	762,200	3.71
共栄火災海上保険株式会社	718,060	3.50
みずほ信託銀行株式会社	549,000	2.68
江夏喜一郎	442,071	2.15
西日本信用保証株式会社	425,000	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
廣瀬嘉彦	他の会社の出身者												△
中西常道	公認会計士		△										
藤田重光	他の会社の出身者										○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬嘉彦	○	○	GRCコンサルティング代表	会社経営者としての経験と幅広い見識に基づく視点から当社の経営の監督、チェック機能を期待するものであります。同氏は、一般株主と利益相反が生じる属性はなく、同氏と当社との間には特別な利害関係もないことから、独立役員として指定しております。
中西常道	○	○	監査法人北三会計社代表社員 株式会社翔業社外監査役 株式会社タカラ薬局社外取締役	財務・会計・税務の専門知識を活かし、客観的かつ公正な視点から当社の経営の監督、チェック機能を期待するものであります。各兼職先と当社との間に特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じる属性もないことから、独立役員として指定しております。
藤田重光	○	○	株式会社日清製粉グループ本社総務本部法務部長	企業法務における豊富な知識と経験を活かし、客観的かつ公正な視点から当社の経営の監督、チェック機能を期待するものであります。当社と日清製粉グループ会社との間には商取引が存在しますが、当該取引額は当社及び同グループ会社にとって僅少であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。よって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務補助のためスタッフを置き、当該スタッフは、監査等委員会の命を受け職務を補佐しております。監査等委員会の職務を補助するスタッフに対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属し、監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事については、監査等委員会の同意を得て行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査室と監査等委員会の連携状況として、内部監査終了後の報告会を通して意見交換や、また、定期的に会合を開催し情報の共有を図るなど相互に連携し内部統制の有効性の向上に努めております。また、監査等委員会と会計監査人の連携状況として、定期的に意見交換会を開催し情報の共有を図るなど相互に連携し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。具体的には監査等委員会と会計監査人の間では、四半期に一度定期的な会合を開催し、監査上の問題点の有無や今後の課題および会計監査人の監査体制の説明等に関しての意見の交換等を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員を資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、各人の役位や当期の業績および貢献度など諸般の事情を勘案して、株主総会にて決議された総額の範囲内にて、次年度の報酬に反映させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成29年3月期における取締役に対する報酬の額は、取締役(監査等委員を除く)15名に対して240百万円(うち社外取締役1名に対して1百万円)、取締役(監査等委員)5名に対して38百万円(うち社外取締役3名に対して11百万円)、監査役4名に対して8百万円(うち社外監査役2名に対して1百万円)の報酬を支払っております。上記取締役(監査等委員を除く)の人員には、平成28年6月24日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名を含んでおります。また、当社は同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。取締役(監査等委員)に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に関するものであり、監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。上記支給額には、当事業年度計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、他社水準や会社業績を考慮して、各人の役位や当期の業績および貢献度など諸般の事情を勘案して、株主総会にて決議された総額の範囲内にて、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

総務部から取締役会資料、常務会議事録、支店長会議資料等を送付し、常勤役員と同等の情報伝達体制をとっております。取締役会に関する資料は事前に配布することとし、説明を求められた場合には随時対応することとしております。また、業務執行上報告することが適当と判断される事項については、随時情報を提供することとしており、代表取締役とは取締役会の他定期的に意見交換を行っております。また、監査等委員には、その職務補助のためスタッフを置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1. 業務執行体制

経営上の最高意思決定機関として取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営の重要事項について審議および決定を行っております。取締役の総数は12名(うち、監査等委員である取締役5名)であります。

常務会は、取締役会長・社長・副社長・専務執行役員・常務執行役員の7名で構成され、原則として週1回開催し取締役会付議事項の予審や業務執行上の重要な意思決定に関する協議を行っております。また、当社は、迅速な意思決定と業務執行を可能とすることを目的に執行役員制度を導入し、組織における役割を明確化して業務執行機能の拡充を図っております。

2. 経営監視体制

監査等委員の総数は5名(うち、常勤2名)であり、うち3名は独立社外取締役であります。

監査等委員は監査等委員会を構成し、取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定等を行っております。また、取締役会他重要な会議等への出席、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程および取締役の業務執行状況について監督しております。さらに、会計監査人、内部監査部門である監査室と連携を図り、適切な監査の実施に努めております。

3. 内部監査体制

当社は、経営リスクの低減および不正の防止等、業務の適正の確保に資することを目的として監査室を設置し、6名の人員を配置しております。監査室は、年度毎に監査計画を作成し、当該監査計画に基づき定期的に実地監査を実施するとともに、必要に応じ臨時監査を実施します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送日より早期に発送できるよう作成業務の効率化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて日程を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、事業報告書、株式に関する情報、IRカレンダー等を掲載しております。	
その他	本決算及び第2四半期決算発表は必ず代表者が記者会見を行い説明しております。また、取引先を対象に会社の概要、事業内容、業績等を記載した会社案内を作成しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ヤマエ久野行動の基準」において、役職員のステークホルダーに対する基本姿勢として「行動の基準10原則」・「20の行動指針」を規定しております。
その他	会社のホームページにおいて情報提供等の充実度を高めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの基本方針、内部統制システムの整備状況

当社は会社法399条の13第1項1号ロ、同ハおよび会社法施行規則第110条の4に従い制定した、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を踏まえ、「内部統制基本規程」を制定しております。これは、具体的な内部統制システムとその運用に関する基本的な事項を全社規程として明文化することにより、当企業グループの継続的発展を目的とした内部統制システムの充実を図るためであります。また、「内部統制システムの構築に関する基本方針」および「内部統制基本規程」に基づき、財務報告に係る内部統制に関する基本事項を定めることを目的に「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しております。これは、内部統制の整備強化に関する社会的な要請が高まる中で、会社法による内部統制の体制整備の制度化や金融商品取引法による財務報告に係る内部統制の有効性の評価と監査の制度化などを踏まえ、当企業グループの財務報告の信頼性を合理的に保証するためであります。

なお、子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況につきましては、当社は「関連会社管理規程」において子会社の担当部門および管理担当部署を定め、それぞれの長は同規程に基づき子会社の管理等を行っております。また子会社の経営につきましては、自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づき事業内容の報告を求め、また、「関連会社の重要事項の権限及び稟議書提出事項」を定め、同事項に基づき重要案件につきましては、当社取締役会および常務会ならびに稟議において協議・審議を行っております。そして当社監査室は、「内部監査規程」・「関連会社管理規程」に基づき子会社の監査を定期的に行っております。

内部統制システム運用の評価・報告につきましては監査室長が、各重要リスク項目に関する内部統制評価表に基づき、各部署における内部統制システムの機能状況を確認・評価し、その結果を社長、内部統制推進委員長および監査等委員会に報告します。また、内部統制推進委員長は常務会、取締役会および監査等委員会に内部監査の実施結果およびその評価に対する改善状況および内部統制状況の総括を定期的に報告し、必要に応じ、会社法に基づく内部統制システムの基本方針の改正を取締役会へ付議します。

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した「内部統制システムの構築に関する基本方針」の主なものは次のとおりであります。

- ・取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するための体制 など

2. リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理体制の構築のために次の事項を取締役会で決議しております。当社の事業にとって重要である債権・与信等に係るリスク等については社長を議長とする会議(常務会メンバー出席)において管理、検討しております。また、災害時には「地震災害マニュアル」に基づき行動致します。

社長に直属する監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、また、「内部統制基本規程」に基づき各重要リスクに関するチェックを行い、社長、内部統制推進委員長および監査等委員会へ報告します。監査等委員会は、取締役が会社に著しい損害または重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講じることとしております。

コンプライアンスの推進については、社長ならびに取締役は、策定した「ヤマエ久野 行動の基準(コンプライアンス・マニュアル)」を実行することが自らの役割であることを認識し行動するとともに、使用人に周知徹底を図るため、研修等を通じ指導しております。

また、取締役および使用人が法令・社内規程等に違反する行為を発見した場合の報告窓口として設けた、「社内通報窓口(ホットライン)」を維持・整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ヤマエ久野行動の基準」において「反社会的勢力に対する行動基準」を定め、反社会的な活動や勢力とは断固関係を持たず、また、反社会的勢力からの不当な要求には一切応じないことを明確にしています。また、企業防衛対策協議会に加入し、警察当局と連携するとともに反社会的勢力の情報収集や対応指導を受けています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

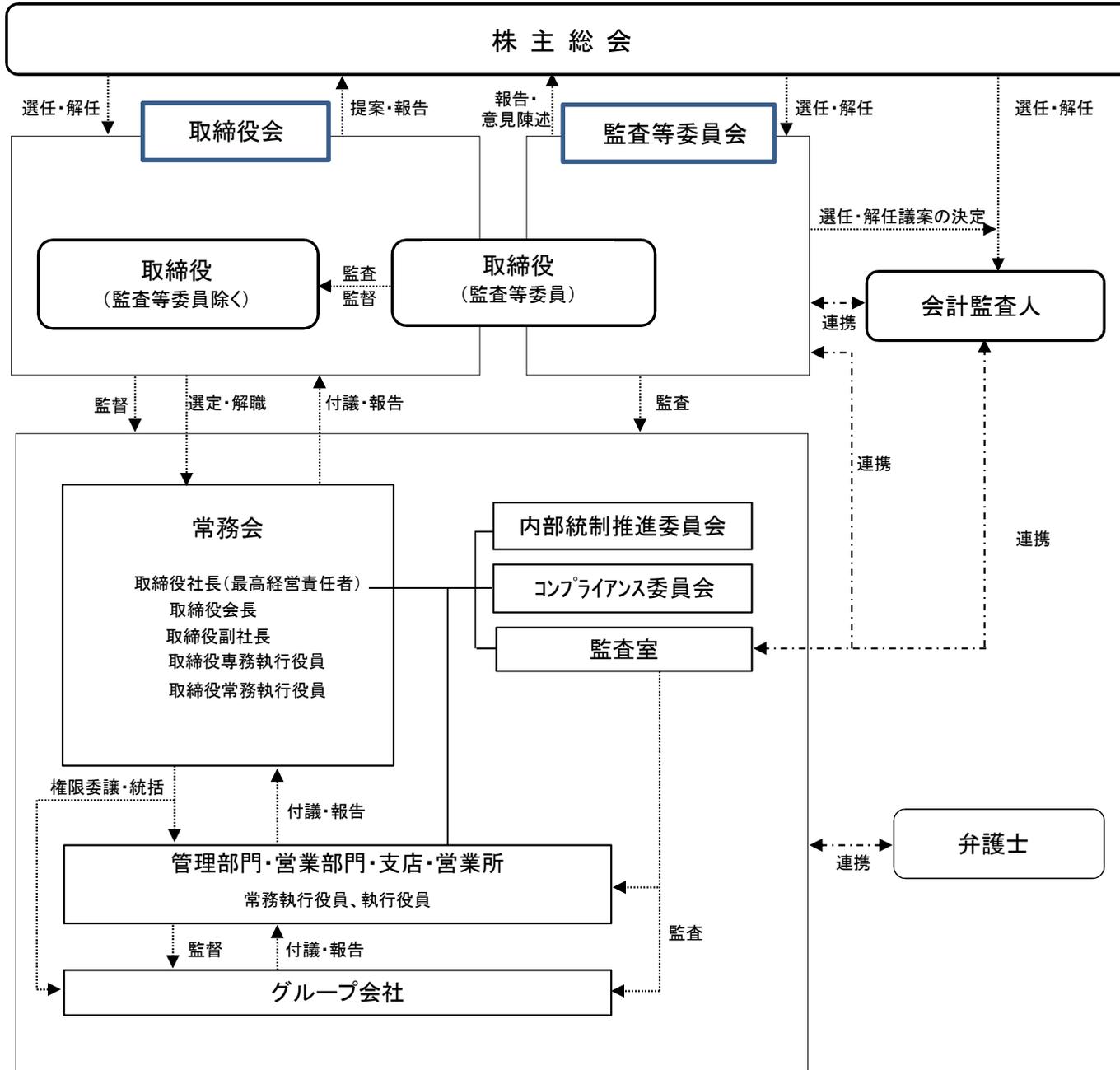
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

1. 適時開示規則に定める会社情報は、原則取締役会の承認により開示しております。なお、緊急時等は取締役会に代わって常務会の承認で開示する体制をとっております。
2. 常務会は原則毎週行われ、重要情報等の確認を行っております。また、緊急時等は情報管理責任者が常務会メンバーを招集する体制をとっております。
3. 開示情報は、福岡証券取引所へ開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。
4. 情報管理責任者は、管理統轄担当取締役としております。
5. 情報開示窓口は、総務部としております。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制についての模式図

